

第一回参議院労働委員会会議録第十七号

付託事件

○職業安定法案(内閣提出、衆議院送付)
○労働基準法の適用除外規定設定に関する陳情(第二百五十二號)
○失業手當法案(内閣送付)
○失業保険法案(内閣送付)
○企業再建整備その他に関する陳情(第三百四十三號)
○労働基準法第四十條の特例に関する陳情(第三百四十四號)
○労働者教育充實に関する陳情(第四百四十五號)
○職業安定法案の待遇改善に関する請願(第四百四十一號)
○別府市の労働地手當地域給を特地上げることに関する陳情(第五百三十號)
○公務員員の待遇改善に関する陳情(第五百四十二號)

午前十二時三十分速記中止

午前十二時三十分速記開始

○委員長(原虎一君) ちよつと速記を止めて下さい。
どうぞよろしく。
○委員長(原虎一君) それでは速記を始めて。職業安定法案の審議をいたして参つたのでありますが、他に御質疑等もないようですから、終了をいたしましたものと認めて、差支えございませんでしょうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(原虎一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入り。御意見のありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。尚又修正の御意見等もございましたら討論中にお述べを願いたいと思ひます。
○栗山真夫君 私はこの職業安定法案につきましても、皆さまのお許しを得まして、第八條と第十二條の一部の修正の動議を提出したいと存するのであります。その理由をいたしますところ、並びに修正の條文について御説明を申し上げます。

第一點は第八條の第四項でございます。この第四項によりますると、公共職業安定所の位置、名稱、管轄區域、事務取扱の範圍は、労働大臣がこれを定めらるゝことに相成つております。これに、職業の定員その他必要な事項は政令で定めることになつております。この場合後者のみを政令で定めるといふ理由は極めて薄弱でございます。理由のある場合、特に労働大臣と政令との區別する必要がないと思ひのであります。第四項の規定全部を労働大臣においてこれを定めるように修正することが、本法の運用上適當であると考へるからでございます。
以上のような觀點を以ちまして第八條第四項を次の通り修正したいと思ひます。

「公共職業安定所の位置、名稱、管轄區域、事務取扱の範圍、職員等の定員その他公共職業安定所について必要な事項は、労働大臣がこれを定める。」
第二點は第十二條の第十二項でございます。第十二條第十二項におきまして職業安定委員会の方では本法において規定を以ちまして詳細に規定せられておるのでございます。例へて申しますと、安定委員の構成におきましても法律で定められ、また内容には例へて申しますと、委員の中に一人以上の女子を入ねなければならぬとせられ、また、或いは労働者を代表する者、雇用主を代表する者、その他、同数で組織せられるというやうなことが、或いは委員の旅費、日當、宿泊料、こつちやうなものにつきます。法律で決められることに相成つたのでございます。従ひましてそれ以外の細かい事項は特に政令を以て規定する必要はないかと考へるのであります。命令を以ちまして労働大臣の選考に委ねた方が實際上の利便が多いので、政令を命令に改めるのが適當である、こゝを考へるわけでありませう。

修正の條文は極めて簡單でございます。第十二項中「政令」を「命令」に改める。こゝういふことでございます。皆さまの御賛成を希望いたします。修正の動議の提出並びに説明を終ります。
○細末治君 法案の採決に當りまして私は六項に互る附帶決議をして頂きたい。かように存するのであります。

附帶決議

一、國民に對する純奉仕機關となつた職業安定所は其の職員をして此の奉仕の精神を充分に正解せしめると共に、施設の改善、職員の待遇向上を圖る爲め充分なる豫算を計上する等政府は宜しく最大の努力を以てこれに善處すること。
二、職業選擇の自由によつて今後は危険又は非衛生の甚しきものの其の他に類する職業を忌避しこれが爲め産業の興隆に支障を招く虞れがある。従つてこの種職業に就く者に對し政府は特別の優遇措置を採り若くは事業主に對してこれを採らしめること(法第二條)。
三、職業安定所は求人求職者に對する窓口をなるべく別にし、特に其の専任婦人職員の年齢、経験に注意すること。更に婦人求職者の特に多數を認められる地域に於ては特別の婦人職業安定所を設けること。
四、同盟罷業、又は作業所閉鎖が行なわれた場合(法第二十條)、事業主は職業安定所に對しその事實を通報する上政府に於て實際上の措置を講ずること。

五、職業補導所の擴充を圖り、指導所長、指導員の地位、待遇の向上に努むると共に、補導所に對する資材の制當、道具の完備等に遺憾なからしめること。
六、無料の労働者供給事業を行う者が(法第四十五條)、組合の書記局職員となるなど脱法行為によつて事實上中間搾取を行うことを嚴重に取締り、その根絶を期すること。

以上六項目の附帶決議をお願い申し上げます。以上が附帶決議でございますが、成るべくならば委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

第八號 労働委員会會議第十七号

昭和二十三年十一月十日(参議院)

○委員（原虎一君） 今この場合これを申上げるべきではないのかも知れないのでございませう。

○委員（原虎一君） 速記を止めて。

○委員（原虎一君） それでは速記を始めて。

○栗山良夫君 私には職業安定法案、並びに只今提出された修正動議、並びに附帯決議にいずれも賛成を申上げる者であります。ただこの際二、三意見を述べまして、本法案を機動力のあるサービス本位の法案としたしまして、十分に機能を發揮されるように希望をいたしたのであります。その一つは只今附帯決議の第一項の職員に對して奉仕の精神を十分に理解せしめ、更に施設の改善、職員の待遇、こういうものについても十分なる豫算をとつて、政府はできるだけの努力を拂わねば、こういうことが明らかにせられましたが、この場合に私は奉仕の精神を理解せしめるということ、は、永年の日本の官僚機構の姿を考えてみまうときに、極めて困難な問題であらうと思ふのであります。今度労働省の設置される場合におきまして、各方面から労働省こそ決して官僚化されてはならん、労働省こそ日本の官僚機構民主化の先頭を切らなければならぬ、こういうことが要望せられたのであります。分けてもこの職業安定行政におきましては、あらゆる労働省の内部における行政において民主化という點、國民にサービスをするという點におきましては率先せられるべきものであると考へるのであります。この點においては行政の面に當られる

方は、心身新たにせられまして、この新しい法案の運用に全きを期せられたいと思ふのであります。

次に現在國內は資金の面におきましても、資材の面におきましても、その他あらゆる面において窮乏の極に達しておりますが、この現段階において日本において現在あり餘るくらいにあるのは労働力だけでございます。そしてこの労働力をいかに有効に、百パーセントに……百パーセントを超えまして利用するか、しないかということ、が、日本の産業再建に大きな役割を決定づけるものであると考へるのであります。若しこの労働力の利用を過ちますならば、日本の再建は恐らく不可能であらうと思ひます。労働力は生産増進のために極めて大きな役割を持つておるのであります。従ひましてこの第一條に職業安定法案の目的がはつきりと謳われておるのでありますけれども、これを更に大きく解釋をせられまして、經濟の興隆のために寄與するということ、を文字通りに實踐せられたいのであります。その中で只今産業の合理化が叫ばれ、これがやまやまいたしますところ、直ちに現在職に就いておられる労働者を現在の職に安定させる、このことがやはり一つの大きな職業安定でございまして、現在労働階級は生活の不安によりまして、相當大きな動搖をいたしておりますが、政府においては、特に労働者の生活の安定という問題については、十二分の措置をとられまして、そうしてとにかく現役の労働者を先ず完全に職場に置いて、生産に挺身させる、そしてその労働者の

人達が生産の増強によつて擡げて行きますところの職場に、現在失業の状態にあるところの人々を吸収して行く、こういうような形を是非とも強力に進めて頂きたい、こう考へるのでございます。

それから法案の内部について、運用の面で二、三意見を申上げたのであります。その一つはこのたび、暫て抑取的な、基本的人權をも蹂躪したかの感を抱かされたところの夫夫供給業というものが廢止せられたことが、これが廢止は極めて日本の産業界に大きな影響をいろ／＼な意味で與えておるのであります。安定所として最も大きく考へて頂かなければならぬことは、この供給業を閉鎖したということではなくて、この供給業者たちが皆て相當な困難があり、好ましくないものであります。したがつても、とにかく功績を残しておつたことは認めなければならぬのであります。結局供給業者の下におりましたところの自由労働者は十萬を超えておつたといわれおるのであります。この労働力を全部安定所が一手で引受けて、今後産業界に盡さなければならぬのであります。そして、こういう意味におきまして職業安定所が持つところの夫夫供給業的な役割といふものは、實に重大な問題であると思ひます。この點についても現地の機關によくその趣旨を徹底せられまして、過ちなきよう期して頂きたい、こういう考へであります。

中年以上の人が非常不安定の状態におかれておられることとあります。現在の労働者の募集を見ましても、殆ど年齢の制限が付けられております。扶養家族の制限がやはり求人者から附けられておるのであります。そうして三十歳を超えた人は、極めて就職の効率が低いのであります。私はその中でも特に目頭を熱くいたしましたのは、主人を失つたところの婦人の人々が、子供があるが故に職に就けないという悲惨な人の数が多いのであります。政府は更に大きな關懷に立ちまして、この中年以上の婦人に對して託児所の設備、その他あらゆる公共的の施設を以ちまして、そして生活の脅威に暴かれておる、而も生活の再建のために眞面目に働こうとしておる婦人の救済のために萬全の措置を講ぜられたいのであります。又男子の中年以上の人々も、その能力において、或いは知力におきまして、日本の再建のために働いて頂かなければならぬ力は絶大なるものがあります。特に四十歳を超えた人が失職に入りました場合に、まだ一人前に活動のできない婦女子を多數扶養家族として控へまして、誠に悲惨な状態に現在あるのであります。こういう人々が、一日も早く職業を得まして、そして安定した生活の中に、その労働力を國家に奉仕し得るような途を、これ亦積極的に、一つ講じて頂きたい、こういうことを考へるのであります。

最後に私は、委員會の豫備審査の時に強く主張をいたしましたことであります。この主張は、今度の現在觀察におきまして北九州における特殊な労働場所をいたしまして、炭礦、或いは

港灣の荷役、或いは日鐵の入鋸製鐵所のごとき、あるいは重労働者の作業所、或いは三菱化成のごとき化学工場、こういう特殊な労働場所を見るに及びまして、更にその感を深くいたしたのであります。職業の選擇の自由が第二條によつてはつきりと明示せられ、憲法の指示するところによりまして明らかになつたのであります。したが、このために今後こういつたような苛酷な労働を期待しなければならぬ、特殊な危険な作業場所をいたしまして労働者を得ようことは相當困難な状態に入らうと思ひます。若しこういつたような人が、忌避するやうな職場に十分な労働力を得ない場合には、やはり日本の産業は總括的に見まして十分な活動を期待し得ないのであります。何としても、こういうやうな萬人が忌避するやうな職場は、人数は少いかも知れませんが、十分に労働力を確保しなければならぬのであります。このためには、政府はよろしく特別の措置を講ぜられまして、附帯決議にもありますやうに、喜んでこういつた職場に労働者が集りますやうな手配を講じて、施設の面において、或いは給與の面においてその他萬々の措置を講じて頂きたいということをお願いいたす次第であります。以上意見を述べまして本法案に賛成し、そして速かな施行を希望するものであります。

○委員（原虎一君） 只今栗山委員のお發言は賛成の御意見であります。他に御發言、御意見ございませうか。

○堀末治君 私の先程の發言の中に少し不備の點がございましたから、この機会に追加して頂きます。私先程申

しました附帯決議を附して本法案の成立を期すものといたします。

會における質疑應答の要旨、討論の要旨、長官の結案及び附帯決議を報告し、

された。

一、別府市の労働手當地或給付を特

した。

いう點におきましては率先せられるべきものであると考へるのであります。この點においては行政の間に當られる

れまして、そうしてとにかく現役の労働者を先ず完全に戦場に置いて、生産に挺身させる、そうしてその労働者の

一般労働行政の研究に参つたのであります。その時に私が最も關心を持ちましたのは、現在のこの失業率の中で

するが、この主張は、今度の現在觀察におきまして北九州における特殊な労働場所といたしまして、炭礦、或いは

○堀末治君 私先程の冒葉の中に少し不備の點がございましたから、この機会に追加させて頂きます。私先程申

しました附帯決議を附して本法案の成立に賛成するものであります。

○委員長(原虎一君) 他に御意見御發言ありませんか。御意見ありませんようでありますから討論を終結いたしましたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(原虎一君) 御異議ないと認めます。それではこれから採決に入りたいと思います。

職業安定法案について採決をいたします。先ず討論中にありました栗山委員の修正案を議題に供します。栗山委員の提出の修正案に御賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔議員起立〕

○委員長(原虎一君) 全員起立で栗山君の提出の修正案は可決いたしました。次に修正の部分を除きました原案を議題にいたします。修正の部分を除いた原案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○委員長(原虎一君) 全會一致可決いたしました。職業安定法案は修正議決いたしましたことに決定いたします。

次に細委員から提出されました附帯決議について採決いたします。細委員の提出によります附帯決議に賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔議員起立〕

○委員長(原虎一君) 全會一致可決いたしました。よつて本附帯決議を附することに決定いたします。尚、本院規則第四百條によつて本會議における委員長の前頭報告の内容については、豫め多數意見者の承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容及び本委員

會における質疑應答の要旨、討論の要旨、表決の結果及び附帯決議を報告いたすこととして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(原虎一君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によります委員長が議院に提出する報告書には、多數意見者の署名を附することになつておりますから、本案を修正議決された方は、順次御署名をお願いいたします。

署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認めます。

本日はこれにて散會いたします。

午前十一時二十九分散會

出席者は左の通り。

委員長 原 虎一君

理事 堀 末治君
小川 久義君
栗山 良夫君

委員 赤松 常子君
荒井 八郎君
平岡 市三君
紅 露 みつ君
深川タエ君
奥 むねお君
川上 嘉市君
竹下 豊次君
早川 慎一君
藤井 丙午君
磯崎眞六郎君
松井 道夫君
中野 重治君
川村 松助君

十一月四日本委員會に左の事件を付託

された。

一、別府市の勤務手當地域給を特地に引上げることに関する陳情(第五百三十號)

一、税務職員の特遇改善に関する陳情(第五百四十二號)

(陳第五百三十號)昭和二十二年十月十五日受理

別府市の勤務手當地域給を特地に引上げることに関する陳情

別府市立南小學校長 毛利敬止 外十八名

別府市は純然たる消費都市であつて非生産的商人等の横行或は土産業者の強引なる購買力等により生活必需品の特異的な高騰は正に日本一であるにもかかわらず現行官公署職員の給与制度が乙地として放置されているので、常に生活の脅威にさらされている。先般福岡市が甲地から特地に引上げられたが當市は福岡市よりも高物價にあつて京濱、阪神にも比肩している現状であるから是非とも特地向の編入をされたいとの陳情。

(陳第五百四十二號)昭和二十二年十月十八日受理

税務職員の特遇改善に関する陳情

東京都杉並區中通二八 宮之首 賢龍外二十三名(外二十三件)

税務職員は、新日本再建の礎たる健全財政堅持の要件である租税納入確保のためあらゆる悪條件を克服して、公僕たる責任を果しつつあるが、税務職員の特遇は他官廳員に比し二三級低位にあり、インフレーション下の現在生活苦にあえいでいる状態であるから、最低生活の確信のため陳情書記の待遇改善を實行されたいとの陳情。

第八節 労働委員会會議録第十七号 昭和二十二年十一月十日【事務局】

四

第一回 参議院労働委員会會議録第十八号

第八節

昭和二十二年四月五日発行

昭和二十二年四月五日発行

(四八二)